

防衛施設誘致要望に係る調査状況について

1. 誘致推進、反対それぞれの要望、陳情の要旨

○自衛隊施設誘致推進の立場からの要望

- ・自衛隊施設の誘致を地域振興策の一策として検討してほしい。
- ・国の資金によって生活インフラや環境の整備が促進する。
- ・平和維持に貢献でき、大規模災害時の避難、救助活動にも大きく貢献できる。
- ・火薬庫や弾薬庫の誘致ではない。（小規模な訓練場やヘリポートを想定）

○反対の立場からの陳情

- ・自衛隊弾薬庫等の施設の誘致に対して反対する。
- ・本誘致は地域の暮らしや農業振興を犠牲にするものである。
- ・交付金での活性化は幻想である。
- ・「平和を」の都市宣言をし、明確に平和を謳う自治体である。

2. 防衛施設等の整備に関する防衛省の考え（中国四国防衛局聞き取り内容）

（1）防衛施設整備に関する国の考え

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境となっている。

防衛力の抜本的強化とともに国力を総合した国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って一体として実施することとしている。

（2）雲南地区における防衛施設の可能性

上記の考えのもと、必要な訓練基盤の整備について全国的に不断の検討を行っているが、現時点で、雲南地域への施設設置の計画はないと承知している。

（3）ヘリポートや小規模演習場など可能性のある施設の例示について

国としては、要望できそうな施設を例示する立場にないが、誘致にあたっては、地元の理解と協力が何よりも必要となる。

3. 防衛施設立地における国の補助・交付金制度について

⇒ 次ページ 別添資料

4. 今後の取り組み

上記の状況を踏まえ、引き続き情報収集を行っていく。

1. 固定資産税相当額を交付する制度（総務省所管）

基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）・・・固定資産税の代替的性格、一財

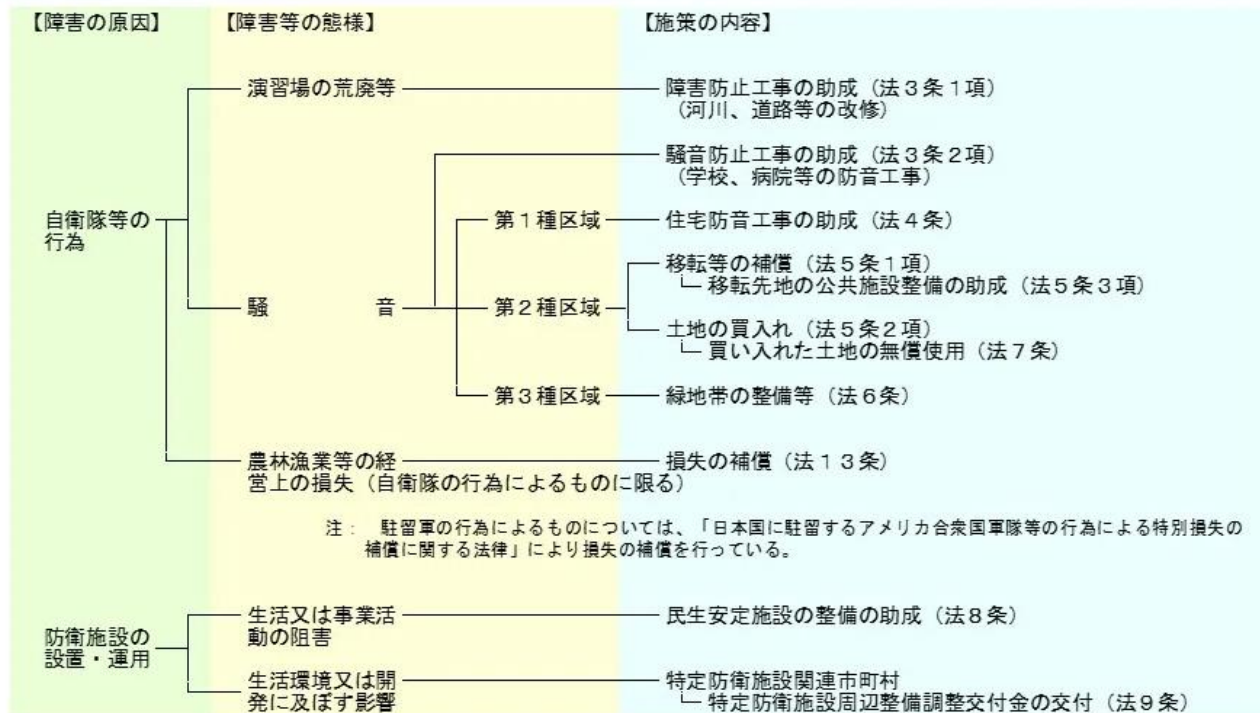
調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）・・・米軍施設及び米軍人の非課税措置の代替措置、一財

2. 防衛施設に対する補償的な補助、交付金制度（防衛省所管）（図：防衛省HPから抜粋）

防衛施設から生じる障害の防止等のための施策

【防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律】

- 自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずる等により、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的。



防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 三 港湾
- 四 その他政令で定める施設

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第十三条 法第九条第一項第四号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- 一 大規模な弾薬庫
- 二 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十三条に規定する千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。）
- 三 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第九条第一項第一号に掲げるものを除く。）
- 四 防衛施設（法第九条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及び前三号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が二以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの